

ふくしの学び共同体事業（福祉学習支援）実施要綱

1. 目的

社会福祉法人白石町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、「地域で共に学び合うーふくしの学び共同体ー」という考えに立って、白石町内の地域・学校・団体（以下「団体等」という。）が取り組む、福祉やボランティア活動の学習会・講演会及び福祉施設等での体験学習（以下「活動」という。）に対し、必要な人材の登録及び斡旋、器材の貸出し及び調達、活動経費の補助による支援を行うために、この実施要綱を定める。

2. 事業の内容

(1) 人材の登録及び斡旋

本会に登録又は本会が把握した範囲で、活動に必要な人材を派遣又は斡旋する。ただし、団体等が独自で依頼する人材はこの限りではない。

(2) 器材の貸出し及び調達

本会の保有する備品を貸し出す。又は本会が他から調達できる器材を用意する。ただし、団体等が保有する備品や独自で調達できる器材はこの限りではない。

本会の貸出し対象備品

品 目	数 量 及 び 条 件
車いす	最高6台まで
高齢者疑似体験セット	最高12セットまで
アイマスク	最高50個まで
白杖	最高8本まで
ゴールボール (パラリンピック競技種目)	ソフトビニール球1個 ※アイマスク併用(3人対3人のゲームのため計6個)
スカットボール	一式(スティックでボールを打ってスカット台の得点穴に入れて点数を競う競技)
お手玉(小豆入り)	最高100個まで
紙芝居用木製箱	1箱(縦53cm×横63cm)
プロジェクター・ビデオ・ スクリーン	一式
移送用車両	3台(15人乗り・10人乗り・8人乗り) 上記搭乗人員は運転手(本会職員運転)を含む。 利用時間は10:30~15:00の間 移送範囲は原則町内、利用台数は1回3台までとする。 利用回数は年度内2回までとする。

(3) 活動経費の補助

団体等が独自で依頼した人材又は(1)において斡旋された人材に対する必要な講師謝礼及び交通費など、活動に係る経費を本会の予算の範囲内で補助する。

補助金額は、活動費総額の原則 4/5 の補助率とし、1 団体あたり年間 2 万円を上限とする。

ただし、既存活動の財源振り替えや他からの補助金・助成金を受けて実施する活動については補助対象としない。

3. 事業の財源

この事業の財源は、赤い羽根共同募金（地域福祉活動配分金）及び寄付金をもって充てる。

4. 支援の申請

この事業による支援を希望する団体は、原則として活動を実施しようとする 14 日前までに、様式 1 の「福祉学習支援申請書」に必要事項を記載し、本会に申請する。

5. 結果の報告

この事業による支援を受けた団体は、その結果を様式 2 の「福祉学習実施報告書」により活動実施後 1 ヶ月以内に報告する。

(付 則)

1. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。